

## 第 8 回 久 留 米 市 景 觀 審 議 会

日時：令和元年 9月 27日（金）14：00～

会場：久留米市役所 13階 1301会議室

## 久留米市景観審議会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 名	出欠
1 学識経験者	はぎしま 萩島 哲	九州大学名誉教授	○
2 //	おおもり 大森 洋子	久留米工業大学 建築・設備工学科 教授	×
3 //	やました 山下 三平	九州産業大学 建築都市工学部 都市デザイン工学科 教授	○
4 //	しばた 柴田 久	福岡大学 工学部社会デザイン工学科 教授	×
5 //	ほんま 本間 美奈子	久留米大学 法学部法律学科 教授	○
6 市民代表	もりやま 森山 秀子	久留米市美術館 副館長	○
7 //	なかむら 中村 仁美	福岡県建築士会	○

## 諮詢第7号

### 久留米市景観計画の変更（景観形成基準、景観重要公共施設の追加等）について

#### 1. 諒問理由

市では、自然や歴史・文化の中で形づくられてきた貴重な景観資源を保全、創出していくために、平成22年12月に景観法に基づく「久留米市景観計画（以下、景観計画という）」を策定し、運用しております。

変更対象となる耳納連山山辺地域における景観形成基準については、市にとって重要な原風景である耳納連山の稜線、山並を保全するため、風力発電施設を設置する際の高さ基準等を追加します。

また、「くるめシンボルロード」等について、良好な景観の形成に重要な公共施設と位置づけ、新たに景観重要公共施設として追加指定を行います。

これらのことについて、久留米市景観条例第19条第2項の規定に基づき、景観審議会へ諮問するものです。

#### 2. 変更内容

##### 1) 風力発電施設に関する景観形成基準の追加

■現在の景観計画における景観形成基準（高さ）は以下のとおり

（耳納連山山辺地域・東部田園地域）

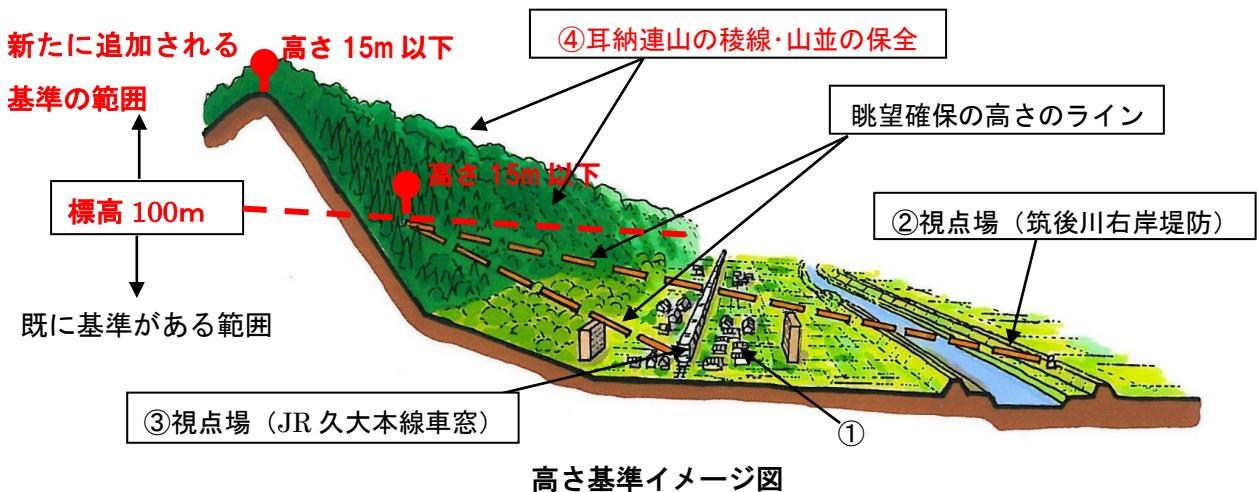
- ①低層のまちなみから突出した高さとならないよう配慮すること。
- ②筑後川堤防から筑後川と耳納連山が一体となった眺望を阻害しない高さに努めること。
- ③JR久大本線から耳納連山の眺望を阻害しない高さに努めること。

※現在は、耳納連山の中腹から（標高100m以上）山頂までの高さ基準を定めていません。

##### ■追加する景観形成基準（耳納連山山辺地域）

④耳納連山の標高100m以上の範囲については、風力発電施設の高さは15m以下とし、かつ、色彩が周囲の景観と調和したものとする。

※景観審議会等の意見を聞き市長が景観形成上支障がないと認める場合においては、この限りでない。



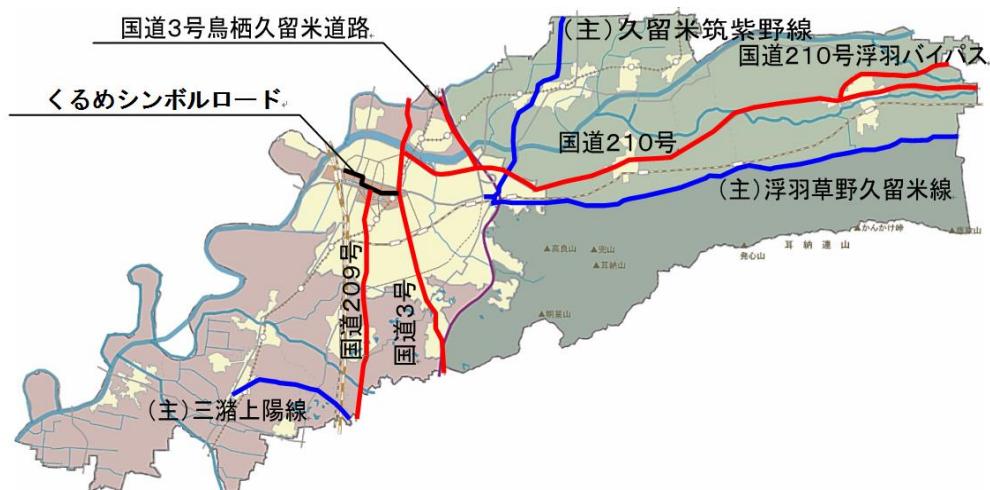
## 2) 景観重要公共施設の指定

本市の景観の骨格を形成する道路や河川などの公共施設は、良好な景観形成を先導する重要な役割を持つため、市の魅力を高める景観資源となるように、管理者の同意の上、「景観重要公共施設」に位置付け、良好な景観形成を推進します。

本市では、景観計画策定時に「筑後川」を景観重要河川として指定しており、今回、広域の道路などについても新たに指定します。

### ●景観重要道路（広域）

〈国道3号、国道3号鳥栖久留米道路、国道209号、国道210号、国道210号浮羽バイパス、主要地方道 久留米筑紫野線、主要地方道 浮羽草野久留米線、主要地方道 三潴上陽線〉



景観重要道路（広域）の路線図

## 【整備方針】

- ① 景域ごとの景観特性との調和に配慮した施設整備を行い、通りとしての連続した景観が見られる区間では、事業区域等や事業時期、事業主体等の違いに関わらず、境界部でのつながりに違和感を感じさせない仕様となるように努める。
- ② 筑後川・宝満川に架かる橋梁等については、周囲に溶け込む形態意匠や色彩となることが望まれる場合や地域のシンボルやランドマークとなることが望まれる場合があるため、地域住民や NPO 等、地元市町等の意見の反映や専門家による助言等による景観形成に努める。
- ③ 広域を移動する際の車窓からの田園景観や自然景観への眺望景観に配慮するとともに、移動に伴い連続して変化する景観（シークエンス景観）の形成に配慮する。

## ●景観重要道路（くるめシンボルロード）



景観重要道路（くるめシンボルロード）の路線図

## 【整備方針】

- ① 県南の中核都市に相応しい品格ある通りの形成を図るため、舗装のデザインや道路施設、工作物等の形態・意匠・色彩等についてデザイン統一化を図る修景整備に努めること。
- ② 本市の豊かな自然を象徴する緑豊かな並木の形成及び憩いの場となる緑陰の創出を図るよう、街路樹の植樹などの緑化整備に努めること。
- ③ 中心市街地の移動における歩行者及び自転車の安全性を向上させるよう、自転車と歩行者の移動空間を分離させる自転車走行空間の整備等に努めること。
- ④ 高齢者をはじめ誰もが安全・円滑に通行できるよう、歩道のバリアフリー整備に努めること。
- ⑤ 路線バスのバス待ちの快適性を向上させるとともに都市景観の向上、高齢者等の移動支援を図るよう、利用者の多い主要なバス停に景観に配慮した統一感のあるデザインの上屋、ベンチ等を設置するバス停の高規格化整備に努めること。

- ⑥ 歩行者が、休みながら移動できる休憩の場として、高齢者をはじめとした誰もが快適に移動できる区間毎にベンチ等の休憩施設整備に努めること。
- ⑦ まちなかの賑わいを創出し、人々が楽しみながら回遊できる通りの形成を図るよう、夜間景観を演出する夜間照明の整備や賑わい空間の創出に努めること。
- ⑧ 中心市街地の賑わい・交流の促進を図るよう、十分な歩行空間を確保できる箇所においては、沿道空間と一体的にオープンカフェなどのイベント等を実施できる活動支援の空間整備に努めること。

### 3) その他

その他、「石橋美術館」（現、久留米市美術館）の名称等について、現状に合わせて変更します。

## 3. 変更手続き経緯

### 1) パブリックコメント（景観法第9条第1項）

- ・実施期間：平成31年 4月1日（月）～令和元年5月10日（金）
- ・意見の概要とそれに対する市の考え方：

No	意見者	意見概要	市の考え方
1	個人	変更の基本方針が、久留米市の重要な原風景である耳納連山の景観を保全ということなので、今回の項目及び基準を追加することは必要と考える。	ご意見を踏まえ、今後の施策推進を図ります。
2	個人	耳納連山の稜線を守る取組みとしては良いが、イベントなど様々な場面で耳納連山の眺望が楽しめるような取組みも重要なだと感じる。	
3	個人	国道3号などが景観重要公共施設として追加されているが、他の公共施設についても今後の追加指定に向けた検討を隨時進めさせていただきたい。	他の公共施設につきましても、追加の検討を進めていきます。

### 2) 都市計画審議会からの意見聴取（景観法第9条第2項）

- ・開催日：令和元年 8月 9日（金）
- ・答申：意見なし

#### 4. 景観計画変更のスケジュール

平成 31 年	2 月	議会（建設常任委員会報告）
	3 月	地元説明
	4 月	パブリックコメント実施
令和 元年	6 月	議会（建設常任委員会報告）
	8 月	都市計画審議会
	<u>9 月</u>	<b>景観審議会</b>
	10 月～	景観計画の変更（予定）